

事 務 連 絡  
令和 8 年 3 月 25 日

自動車製造業者等 御担当部署 御中

経済産業省製造産業局自動車課  
環境省環境再生・資源循環局資源循環課制度推進室

### 使用済自動車の再資源化等に関する法律における旧姓使用について（依頼）

平素より使用済自動車の適正処理の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、別紙に記載のある規定に基づく申請・届出、交付等においては、これまでも旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の通称使用の拡大やその周知について、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、政府全体として取組が進められてきたところですが、この度、旧姓の記載等の運用について、下記のとおり取り扱うことを周知いたしますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 別紙に記載のある規定に基づく申請・届出、交付等に係る氏名欄における旧姓使用について

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく申請等については、旧姓を記載することができるものである。

また、申請等を取り扱う場合の氏名欄の記載に当たっては、旧姓の使用が困難な特段の事情があるものを除き、併記（戸籍氏に加えて旧姓を記載すること。以下同じ。）ができることをウェブサイト上で申請者等に周知するなど、旧姓の通称使用の拡大に係る趣旨を踏まえた運用をお願いする。

#### 2 申請書等への併記について

旧姓を併記する場合は、旧姓を括弧書きで併記する方法により記載するものとする。

(例) 地球太郎が環境太郎に改姓した場合：環境〔地球〕太郎

### 3 旧姓の確認

上記1により対応を行う手続きにおいて、本人確認のため氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、公的な証明書類（住民票、個人番号カード等の写し）を提出させるなど、各申請等の実情に応じた方法により確認を行うこと。

以上

別記

法令の名称	該当する申請等	条	項	号	氏名等の記載に関する該当条文の抜粋
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）	特定再資源化物品の再資源化の認定の申請	28	2	1	<p>2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二～三（略）</p>
	特定再資源化物品の再資源化の変更の認定の申請	29	2		<p>前条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。</p>
	解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定の申請	31	2	1 2 3	<p>2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破砕業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>三 解体自動車全部利用者の氏名又は名称</p> <p>四（略）</p>
	解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る変更の認定の申請	32	1		<p>前条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。</p>
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行	自動車製造業者等の特定再資源化等物品の再資源化等に関する	28			<p>法第二十七条第一項の主務省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる特定再資源化等物品の区分及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>

規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）	帳簿の備え付け				<p>自動車破碎残さ</p> <p>再資源化等契約を締結しない場合</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該再資源化に必要な行為の全部又は一部について他の者とその実施の契約を締結する場合には、当該契約についての次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>ハ～ニ （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>ガス発生器</p> <p>再資源化等契約を締結しない場合</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該再資源化に必要な行為の全部又は一部について他の者とその実施の契約を締結する場合には、当該契約についての次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>ハ～ニ （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>フロン類</p> <p>再資源化等契約を締結しない場合</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該破壊に必要な行為の全部又は一部について他の者とその実施の契約を締結する場合には、当該契約についての次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>ハ～ニ （略）</p> <p>三 （略）</p>
	特定再資源化物品の再資源化の	33	1	2 3	法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

	認定の申請		4 5	<p>一 (略)</p> <p>二 実施者が法人である場合においては、その役員の名及び住所を記載した書類</p> <p>三 実施者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類</p> <p>四 実施者に使用人がある場合においては、その者の名及び住所を記載した書類</p> <p>五 実施者が未成年者である場合においては、その法定代理人の名及び住所を記載した書類 (法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の名並びにその役員の名及び住所を記載した書類)</p> <p>六～八 (略)</p>
--	-------	--	--------	--